

許可申請における提出書類（法定書類）

[illegible]

様式番号	書類の名称	要◎ 否×		省略可能な書類（注１）								備考
		法人の場合	個人の場合	新規	許可換え新規	般特新規	業種追加	更新	般特新規＋業種追加	般特新規＋更新	業種追加＋更新	
第12号	許可申請者（法人の役員等・本人・法定代理人・法定代理人の役員等）の住所、生年月日等に関する調書（注７）	◎	◎									
第13号	建設業法施行令第３条に規定する使用人の住所、生年月日等に関する調書（注８）	◎	◎									
－	定款	◎	×			○		△	○		△	許可を受けようとする建設業が定款の目的に挙げられていなければなりません。
第14号	株主（出資者）調書	◎	×			○		△	○		△	
第15号	貸借対照表	◎	×			○		○	○		○	
第16号	損益計算書・完成工事原価報告書	◎	×			○		○	○		○	
第17号	株主資本等変動計算書	◎	×			○		○	○		○	
第17号の２	注記表	◎	×			○		○	○		○	
第17号の３	附属明細表（注９）	◎	×			○		○	○		○	
第18号	貸借対照表	×	◎			○		○	○		○	
第19号	損益計算書	×	◎			○		○	○		○	
－	履歴事項全部証明書	◎	◎			○		△	○		△	
第20号	営業の沿革	◎	◎			○		○	○			
第20号の２	所属建設業者団体	◎	◎			○		△	○		△	
－	納税証明書（納付すべき額及び納付済額）	◎	◎			○		○	○		○	秋田県知事許可申請の場合は、事業税の納税証明書を添付することになります。新設法人で設立後最初の決算期が未到来の場合は「法人設立届」の控えの写し（総合県税事務所課税部に提出して受付印が押されたものに限る。）、新規開業個人事業者で開業後最初の決算期が未到来の場合は「個人事業開業届」の控えの写し（税務署で受け付けたことが確認できるもの（令和７年以降の書面での申告分は受付印不要））をもって、事業税の納税証明書に代えることができるものとして取り扱います。
第20号の３	主要取引金融機関名	◎	◎			○		△	○		△	

（注１）

「省略可能な書類」欄の記号について

○…省略可能

△…変更がなければ省略可能

□…一般建設業の許可のみを受けている者が特定建設業の許可を申請する場合を除き、省略可能

◇…更新申請をする建設業に関しては省略可能

※注記は次ページへ続きます。

(注 2)

「役員等」とは、従来からの役員に加え、相談役、顧問（非常勤を含む。）、総株主の議決権の 1 0 0 分の 5 以上を有する株主、出資の総額の 1 0 0 分の 5 以上に相当する出資をしている者その他役職の如何を問わず取締役と同等以上の支配力を有する者が含まれます。

(注 3)

法人の役員等、個人事業主、令第 3 条の使用人等の全員のものがが必要です。

ただし、役員等のうち、相談役、顧問、総株主の議決権の 1 0 0 分の 5 以上を有する株主及び出資の総額の 1 0 0 分の 5 以上に相当する出資をしている者については提出を要しません。

(注 4)

組織図は、全体的なものを含み、かつ、常勤役員等を直接に補佐する者の位置付けを明確にしてください。

(注 5)

いずれか必要となる書類のみ提出してください。

監理技術者資格者証の写しにより、法第 7 条第 2 号に規定する営業所技術者又は法第 1 5 条第 2 号に規定する特定営業所技術者の基準を満たすことが証明できる場合には、当該監理技術者資格者証の写しの提出があれば、技術検定合格証明書等の資格証明書、学校の卒業証明書、実務経験証明書、指導監督の実務経験証明書の提出は要しません。なお、有効期限が切れている監理技術者資格者証であっても、資格や実務経験については認めるものとします。

(注 6)

ただし、資格証明書に代えて監理技術者資格者証の写しを提出する場合は、当該監理技術者資格者証の原本の持参は不要です。

(注 7)

様式第 7 号別紙又は様式第 7 号の 2 別紙に記載のある者については作成不要です。

また、顧問、相談役、総株主の議決権の 1 0 0 分の 5 以上を有する株主及び出資の総額の 1 0 0 分の 5 以上に相当する出資をしている者については、「賞罰」の欄への記載並びに署名及び押印は要しません。

(注 8)

役員等が令第 3 条の使用人を兼ねている場合は省略可能です。

(注 9)

附属明細表については特例有限会社を除く株式会社のうち、以下のいずれかに該当する者が提出します。

ただし、金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号）第 24 条に規定する有価証券報告書の提出会社にあつては、有価証券報告書の写しの提出をもって附属明細表の提出に代えることができます。

① 資本金の額が 1 億円超であるもの

② 最終事業年度に係る貸借対照表の負債の部に計上した額の合計額が 2 0 0 億円以上であるもの